大辞林より

①自分が引き受けて行わなければならない 任務。義務。 ②自分が関わった事柄や行為から生じた結果に対して負う義務や償い。 ③法律上の不利益または制裁を負わされること。

**57?** 

2015年10月27日愛媛県知事中村時広氏は伊方原発の再稼働に同意しました。その会見中に万一の事故の際の『責任』という言葉が出てきました。いろいろな場面で出てくる『責任』、それぞれの人が思い描く『責任』の中身ってどんなものなのでしょうか。。

#### 2015年10月27日

中村知事会見

参考資料① 27:10頃~

最もこだわったのが、内閣総理大臣の直接的な発言であります。 特に原発の、例えば賠償法など見ていきますと、 万が一のことが起こった時には第一義的に電力事業者が責任を取り、 その体力を上回るものは国が援助する、というふうに書き込まれています。 これは文言によって主体性があるのか、ないのか、議論が分かれるところで、 非常に不安を感じておりました。 だからこそ、この原子力政策をつかさどる国の最終責任。 そしてまた**万が一のことが起こったときの覚悟と責任**。 これは直接言葉で政治的に確認をしておく必要があるという事を考えまして、 先般、原子力防災会議において、直接その言質をいただくことになったところ でございます。

## 2015年10月6日 原子力防災会議

安倍首相発言

参考資料②

万が一、原子力発電所の事故が起きてしまい、 災害になってしまうような事態が生じた場合、 国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、 責任をもって対処してまいります。

10/6の直後にはこんなメッセージ

# 2015年10月7日

中村知事メッセージ

⑧大月書店「ドイツ脱原発倫理委員会報告ー社会共同によるエネルギーシフトの道すじ」

安全なエネルギー供給に関する倫理委員会 著/吉田文和、ミランダ・シュラーズ 編訳

参考資料③

このように国政をあずかる安倍総理が、 伊方原子力発電所において万が一の事故が発生した場合に、 国が責任を持って対応することを明言されたことは、 県民を代表する知事としての私の強い思いにお応えいただいたものであり、 ここにしっかりと皆様にお伝えしたいと思います。

```
参考資料
①Youtube 愛媛県公式「伊方原発3号機の再起動に係る事前協議に対する了解に関する記者会見」
https://www.youtube.com/watch?v=sigXrmay9hs
②首相官邸HP 平成27年10月6日 原子力防災会議
http://www.kantei.go.jp/jp/97 abe/actions/201510/06gensai.html
③愛媛県HP 伊方原発に関する知事メッセージ「平成27年10月7日 原子力利用に関して最終的な責任を持つ内閣総理大臣の言葉について」
https://www.pref.ehime.jp/gen/chiji_message27.html#h271007
④衆議院HP 第189国会質問主意書416番「原発再稼働を巡る責任の所在に関する質問主意書」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/kaiji189_1.htm
⑤e-gov 原子力災害対策特別措置法
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html
⑥e-gov 災害対策基本法
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html
⑦e-gov 原子力損害の賠償に関する法律
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO147.html
```

#### 2015年9月18日

#### 原発再稼働を巡る責任の所在に関する質問主意書に対する答弁書

万が一事故が起きた場合でも、原子力災害対策特別措置法において、 国は緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずることとされている。 あわせて、原子力損害の賠償に関する法律において、 原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超えたときは、 政府は必要な援助を行うこととされており、(中略) 政府として、関係法令に基づき、責任をもって対処することとしている。

参考資料⑤

### 原子力災害対策特別措置法

第4条(国の責務)

緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び 原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子 力災害についての災害対策基本法第3条第1項の責務を遂行しなければならな

参考資料⑥

#### 災害対策基本法

第3条(国の責務)

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有すること に鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を 有する。

参考資料 ⑦

## 原子力損害の賠償に関する法律

第3条

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたとき は、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任 ずる。

#### 第16条

政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第3条の規定によ り損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の 目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子 力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

#### 少しだけ感想を

安倍首相の発言はそれまでの答弁書などから考えると、『法律守ります』と言っているだけです。 関連法律を見ても中村知事の言う「主体性」については何も答えてないように見えるのですが、中村知事は何に納得したんでしょう? まぁ、仮に「万一の際には国が主体的に動く」としてもその動く内容がはっきりしないと意味ないですが。。。 **そもそも、この2人のさす責任の具体的内容ってどんなものなのでしょう?** 原発事故により住む土地をある日突然奪われ、将来どんな健康被害が発生するか分からない、

そして事故の後始末のために多くの被ばく者を事故後も生み続ける。。。

それらの事象に対する責任の具体的内容。私には思いつきません。

責任という言葉は、何だかそれっぽいことをやりそうでいて、実はとても抽象的です。

こんな抽象的な言葉にごまかされるのではなく、具体的な中身をはっきりさせた上で考える必要があります。

さらに原発の場合は廃棄物のこともあるので、時間軸も含めた検討が必須です。

そしてそれがはっきりできないのならば、『責任取れない』というのと同じです。

『短期的な利益を優先して、未来の何世代にもわたり負担を強いるような決定に対しては、

社会は責任を負わなければならず、

何が受け入れ可能で、何が受け入れ不可能かを判断していかなければなりません。』

-ドイツの脱原発倫理委員会報告 (参考資料® p.43)